

様式第7号(1)(裏面)

(リ) 労働者の 所属事業場の 名称・所在地	(ヌ) 負傷又は発病の時刻	(ル) 職名
	午後 時 分頃	災害発生 事実を確認 した者の 氏名
(フ) 災害の原因及び発生状況 (あ)どのような場所で(い)どのような作業をしているときに(う)どのような物又は環境に(え)どのような不安全な又は有害な状態があつて(お)どのような災害が発生したか(か)⑦と初診日が異なる場合はその理由を詳細に記入すること		

療養の内訳及び金額

(注意)

診療内容		点数(点)	診療内容	金額	摘要
初診	時間外・休日・深夜		初診	円	
再診	外来診療料	× 回	再診	円	
	継続管理加算	× 回	指導	円	
	外来管理加算	× 回	その他	円	
	時間外	× 回			
	休日	× 回			
	深夜	× 回			
指導			食事(基準)	円	
在宅	往診	回	円× 日間	円	
	夜間	回	円× 日間	円	
	緊急・深夜	回	円× 日間	円	
	在宅患者訪問診療	回	小計	円	
	その他	回	②		
摘要					
投薬	内服 薬剤	単位			
	調剤	× 回			
	外用 薬剤	単位			
	調剤	× 回			
	処方	× 回			
	麻毒 調基	回			
注射	皮下筋肉内	回			
	静脈内	回			
	その他	回			
処置	薬剤	回			
手術		回			
麻酔	薬剤				
	薬剤				
検査		回			
画像		回			
診断	薬剤				
	処方せん	回			
その他	薬剤				
	入院年月日	年 月 日			
	病・診・衣	入院基本料・加算			
		× 日間			
		× 日間			
		× 日間			
	× 日間				
	特定入院料・その他				
小計	点 ①	円	合計金額	円	
			①+②		

一、共通の注意事項
 (一) 事項を選択する場合には、該当する事項を「」で囲むこと。
 (二) (ハ)及び(ニ)については、その費用についての明細書及び看護移送等を
 (三) (イ)の期間には、最終の投薬の期間をも算入すること。
 (四) (イ)の期間には、最終の投薬の期間をも算入すること。
 (五) (イ)の期間には、最終の投薬の期間をも算入すること。
 (六) (イ)の期間には、最終の投薬の期間をも算入すること。
 (七) (イ)の期間には、最終の投薬の期間をも算入すること。
 (八) (イ)の期間には、最終の投薬の期間をも算入すること。
 (九) (イ)の期間には、最終の投薬の期間をも算入すること。
 (十) (イ)の期間には、最終の投薬の期間をも算入すること。
 (十一) (イ)の期間には、最終の投薬の期間をも算入すること。
 (十二) (イ)の期間には、最終の投薬の期間をも算入すること。
 (十三) (イ)の期間には、最終の投薬の期間をも算入すること。
 (十四) (イ)の期間には、最終の投薬の期間をも算入すること。
 (十五) (イ)の期間には、最終の投薬の期間をも算入すること。
 (十六) (イ)の期間には、最終の投薬の期間をも算入すること。
 (十七) (イ)の期間には、最終の投薬の期間をも算入すること。
 (十八) (イ)の期間には、最終の投薬の期間をも算入すること。
 (十九) (イ)の期間には、最終の投薬の期間をも算入すること。
 (二十) (イ)の期間には、最終の投薬の期間をも算入すること。
 (二十一) (イ)の期間には、最終の投薬の期間をも算入すること。
 (二十二) (イ)の期間には、最終の投薬の期間をも算入すること。
 (二十三) (イ)の期間には、最終の投薬の期間をも算入すること。
 (二十四) (イ)の期間には、最終の投薬の期間をも算入すること。
 (二十五) (イ)の期間には、最終の投薬の期間をも算入すること。
 (二十六) (イ)の期間には、最終の投薬の期間をも算入すること。
 (二十七) (イ)の期間には、最終の投薬の期間をも算入すること。
 (二十八) (イ)の期間には、最終の投薬の期間をも算入すること。
 (二十九) (イ)の期間には、最終の投薬の期間をも算入すること。
 (三十) (イ)の期間には、最終の投薬の期間をも算入すること。
 (三十一) (イ)の期間には、最終の投薬の期間をも算入すること。
 (三十二) (イ)の期間には、最終の投薬の期間をも算入すること。
 (三十三) (イ)の期間には、最終の投薬の期間をも算入すること。
 (三十四) (イ)の期間には、最終の投薬の期間をも算入すること。
 (三十五) (イ)の期間には、最終の投薬の期間をも算入すること。
 (三十六) (イ)の期間には、最終の投薬の期間をも算入すること。
 (三十七) (イ)の期間には、最終の投薬の期間をも算入すること。
 (三十八) (イ)の期間には、最終の投薬の期間をも算入すること。
 (三十九) (イ)の期間には、最終の投薬の期間をも算入すること。
 (四十) (イ)の期間には、最終の投薬の期間をも算入すること。
 (四十一) (イ)の期間には、最終の投薬の期間をも算入すること。
 (四十二) (イ)の期間には、最終の投薬の期間をも算入すること。
 (四十三) (イ)の期間には、最終の投薬の期間をも算入すること。
 (四十四) (イ)の期間には、最終の投薬の期間をも算入すること。
 (四十五) (イ)の期間には、最終の投薬の期間をも算入すること。
 (四十六) (イ)の期間には、最終の投薬の期間をも算入すること。
 (四十七) (イ)の期間には、最終の投薬の期間をも算入すること。
 (四十八) (イ)の期間には、最終の投薬の期間をも算入すること。
 (四十九) (イ)の期間には、最終の投薬の期間をも算入すること。
 (五十) (イ)の期間には、最終の投薬の期間をも算入すること。
 (五十一) (イ)の期間には、最終の投薬の期間をも算入すること。
 (五十二) (イ)の期間には、最終の投薬の期間をも算入すること。
 (五十三) (イ)の期間には、最終の投薬の期間をも算入すること。
 (五十四) (イ)の期間には、最終の投薬の期間をも算入すること。
 (五十五) (イ)の期間には、最終の投薬の期間をも算入すること。
 (五十六) (イ)の期間には、最終の投薬の期間をも算入すること。
 (五十七) (イ)の期間には、最終の投薬の期間をも算入すること。
 (五十八) (イ)の期間には、最終の投薬の期間をも算入すること。
 (五十九) (イ)の期間には、最終の投薬の期間をも算入すること。
 (六十) (イ)の期間には、最終の投薬の期間をも算入すること。
 (六十一) (イ)の期間には、最終の投薬の期間をも算入すること。
 (六十二) (イ)の期間には、最終の投薬の期間をも算入すること。
 (六十三) (イ)の期間には、最終の投薬の期間をも算入すること。
 (六十四) (イ)の期間には、最終の投薬の期間をも算入すること。
 (六十五) (イ)の期間には、最終の投薬の期間をも算入すること。
 (六十六) (イ)の期間には、最終の投薬の期間をも算入すること。
 (六十七) (イ)の期間には、最終の投薬の期間をも算入すること。
 (六十八) (イ)の期間には、最終の投薬の期間をも算入すること。
 (六十九) (イ)の期間には、最終の投薬の期間をも算入すること。
 (七十) (イ)の期間には、最終の投薬の期間をも算入すること。
 (七十一) (イ)の期間には、最終の投薬の期間をも算入すること。
 (七十二) (イ)の期間には、最終の投薬の期間をも算入すること。
 (七十三) (イ)の期間には、最終の投薬の期間をも算入すること。
 (七十四) (イ)の期間には、最終の投薬の期間をも算入すること。
 (七十五) (イ)の期間には、最終の投薬の期間をも算入すること。
 (七十六) (イ)の期間には、最終の投薬の期間をも算入すること。
 (七十七) (イ)の期間には、最終の投薬の期間をも算入すること。
 (七十八) (イ)の期間には、最終の投薬の期間をも算入すること。
 (七十九) (イ)の期間には、最終の投薬の期間をも算入すること。
 (八十) (イ)の期間には、最終の投薬の期間をも算入すること。
 (八十一) (イ)の期間には、最終の投薬の期間をも算入すること。
 (八十二) (イ)の期間には、最終の投薬の期間をも算入すること。
 (八十三) (イ)の期間には、最終の投薬の期間をも算入すること。
 (八十四) (イ)の期間には、最終の投薬の期間をも算入すること。
 (八十五) (イ)の期間には、最終の投薬の期間をも算入すること。
 (八十六) (イ)の期間には、最終の投薬の期間をも算入すること。
 (八十七) (イ)の期間には、最終の投薬の期間をも算入すること。
 (八十八) (イ)の期間には、最終の投薬の期間をも算入すること。
 (八十九) (イ)の期間には、最終の投薬の期間をも算入すること。
 (九十) (イ)の期間には、最終の投薬の期間をも算入すること。
 (九十一) (イ)の期間には、最終の投薬の期間をも算入すること。
 (九十二) (イ)の期間には、最終の投薬の期間をも算入すること。
 (九十三) (イ)の期間には、最終の投薬の期間をも算入すること。
 (九十四) (イ)の期間には、最終の投薬の期間をも算入すること。
 (九十五) (イ)の期間には、最終の投薬の期間をも算入すること。
 (九十六) (イ)の期間には、最終の投薬の期間をも算入すること。
 (九十七) (イ)の期間には、最終の投薬の期間をも算入すること。
 (九十八) (イ)の期間には、最終の投薬の期間をも算入すること。
 (九十九) (イ)の期間には、最終の投薬の期間をも算入すること。
 (百) (イ)の期間には、最終の投薬の期間をも算入すること。

二、傷病補償年金の受給権者が当該傷病に係る療養の費用を請求する場合以外
 の場合の注意事項
 (一) (イ)は、記載する必要があること。
 (二) (イ)は、記載する必要があること。
 (三) (イ)は、記載する必要があること。
 (四) (イ)は、記載する必要があること。
 (五) (イ)は、記載する必要があること。
 (六) (イ)は、記載する必要があること。
 (七) (イ)は、記載する必要があること。
 (八) (イ)は、記載する必要があること。
 (九) (イ)は、記載する必要があること。
 (十) (イ)は、記載する必要があること。
 (十一) (イ)は、記載する必要があること。
 (十二) (イ)は、記載する必要があること。
 (十三) (イ)は、記載する必要があること。
 (十四) (イ)は、記載する必要があること。
 (十五) (イ)は、記載する必要があること。
 (十六) (イ)は、記載する必要があること。
 (十七) (イ)は、記載する必要があること。
 (十八) (イ)は、記載する必要があること。
 (十九) (イ)は、記載する必要があること。
 (二十) (イ)は、記載する必要があること。
 (二十一) (イ)は、記載する必要があること。
 (二十二) (イ)は、記載する必要があること。
 (二十三) (イ)は、記載する必要があること。
 (二十四) (イ)は、記載する必要があること。
 (二十五) (イ)は、記載する必要があること。
 (二十六) (イ)は、記載する必要があること。
 (二十七) (イ)は、記載する必要があること。
 (二十八) (イ)は、記載する必要があること。
 (二十九) (イ)は、記載する必要があること。
 (三十) (イ)は、記載する必要があること。
 (三十一) (イ)は、記載する必要があること。
 (三十二) (イ)は、記載する必要があること。
 (三十三) (イ)は、記載する必要があること。
 (三十四) (イ)は、記載する必要があること。
 (三十五) (イ)は、記載する必要があること。
 (三十六) (イ)は、記載する必要があること。
 (三十七) (イ)は、記載する必要があること。
 (三十八) (イ)は、記載する必要があること。
 (三十九) (イ)は、記載する必要があること。
 (四十) (イ)は、記載する必要があること。
 (四十一) (イ)は、記載する必要があること。
 (四十二) (イ)は、記載する必要があること。
 (四十三) (イ)は、記載する必要があること。
 (四十四) (イ)は、記載する必要があること。
 (四十五) (イ)は、記載する必要があること。
 (四十六) (イ)は、記載する必要があること。
 (四十七) (イ)は、記載する必要があること。
 (四十八) (イ)は、記載する必要があること。
 (四十九) (イ)は、記載する必要があること。
 (五十) (イ)は、記載する必要があること。
 (五十一) (イ)は、記載する必要があること。
 (五十二) (イ)は、記載する必要があること。
 (五十三) (イ)は、記載する必要があること。
 (五十四) (イ)は、記載する必要があること。
 (五十五) (イ)は、記載する必要があること。
 (五十六) (イ)は、記載する必要があること。
 (五十七) (イ)は、記載する必要があること。
 (五十八) (イ)は、記載する必要があること。
 (五十九) (イ)は、記載する必要があること。
 (六十) (イ)は、記載する必要があること。
 (六十一) (イ)は、記載する必要があること。
 (六十二) (イ)は、記載する必要があること。
 (六十三) (イ)は、記載する必要があること。
 (六十四) (イ)は、記載する必要があること。
 (六十五) (イ)は、記載する必要があること。
 (六十六) (イ)は、記載する必要があること。
 (六十七) (イ)は、記載する必要があること。
 (六十八) (イ)は、記載する必要があること。
 (六十九) (イ)は、記載する必要があること。
 (七十) (イ)は、記載する必要があること。
 (七十一) (イ)は、記載する必要があること。
 (七十二) (イ)は、記載する必要があること。
 (七十三) (イ)は、記載する必要があること。
 (七十四) (イ)は、記載する必要があること。
 (七十五) (イ)は、記載する必要があること。
 (七十六) (イ)は、記載する必要があること。
 (七十七) (イ)は、記載する必要があること。
 (七十八) (イ)は、記載する必要があること。
 (七十九) (イ)は、記載する必要があること。
 (八十) (イ)は、記載する必要があること。
 (八十一) (イ)は、記載する必要があること。
 (八十二) (イ)は、記載する必要があること。
 (八十三) (イ)は、記載する必要があること。
 (八十四) (イ)は、記載する必要があること。
 (八十五) (イ)は、記載する必要があること。
 (八十六) (イ)は、記載する必要があること。
 (八十七) (イ)は、記載する必要があること。
 (八十八) (イ)は、記載する必要があること。
 (八十九) (イ)は、記載する必要があること。
 (九十) (イ)は、記載する必要があること。
 (九十一) (イ)は、記載する必要があること。
 (九十二) (イ)は、記載する必要があること。
 (九十三) (イ)は、記載する必要があること。
 (九十四) (イ)は、記載する必要があること。
 (九十五) (イ)は、記載する必要があること。
 (九十六) (イ)は、記載する必要があること。
 (九十七) (イ)は、記載する必要があること。
 (九十八) (イ)は、記載する必要があること。
 (九十九) (イ)は、記載する必要があること。
 (百) (イ)は、記載する必要があること。

派遣先事業 主証明欄	派遣元事業主が証明する事項 (表面の⑦並びに(ヌ)及び(フ)の記載内容について事実と相違ないことを証明します。 事業の名称	電話() -
	年 月 日 事業場の所在地	〒 -
	事業主の氏名	印

(法人その他の団体であるときはその名称及び代表者の氏名)

表面の記入枠 を訂正したと きの訂正印欄	削 字 印	社会保険 労務士 記載欄	作成年月日・提出代行者・事務代理者の表示	氏 名	電 話 番 号
	加 字			印 () -	